

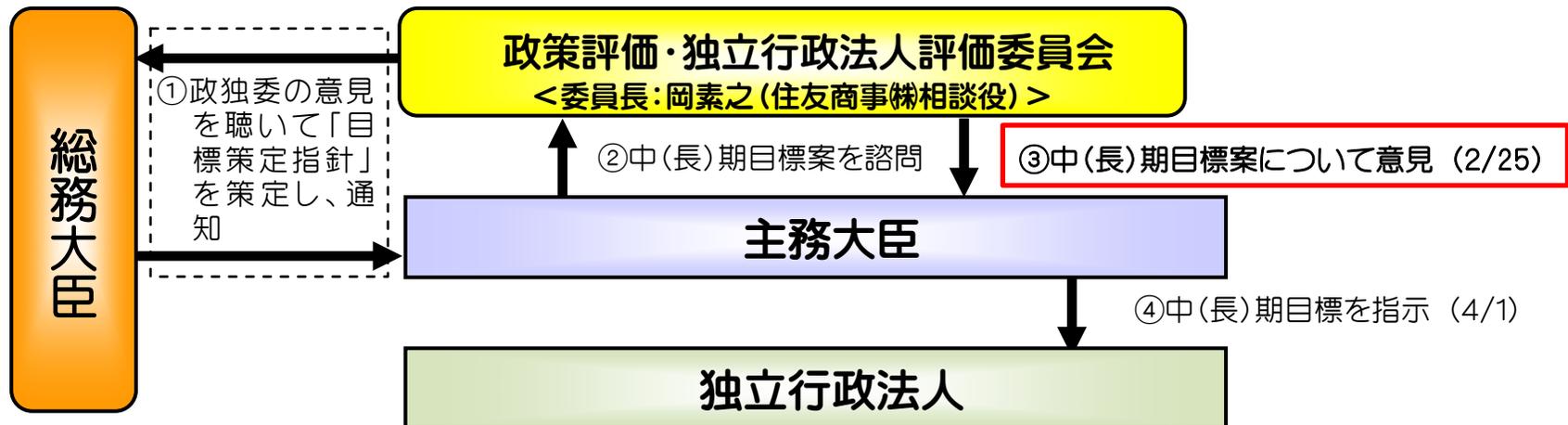
独立行政法人の中(長)期目標案の点検について

中(長)期目標案に対する意見

- 昨年6月の独法通則法改正では、目標の適切性を確保し、主務大臣のPDCAサイクルを強化するため、以下の仕組みを導入
 - ①総務大臣は、第三者委員会の意見を聴いて、「目標策定指針」を策定し、主務大臣に通知
 - ②各主務大臣は、「目標策定指針」に基づき、中(長)期目標案を作成し、委員会に諮問
 - ③委員会は、各主務大臣が作成した中(長)期目標案を点検し、必要な意見を述べる
 - ④委員会の意見を踏まえ、主務大臣が中(長)期目標を定め、各法人に対して指示
- 今年度は、関係4大臣から諮問を受け、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が12法人の中(長)期目標案を点検し、2月25日に意見を述べる(来年度からは、新たに設置される独立行政法人評価制度委員会が意見を述べることとなる。)

「目標策定指針」等に基づく点検のポイント

- 目標は、「何についてどのような水準を求めるのか」について具体的かつ明確に、原則定量的なものとなっているか。
- 目標には適切に重要度、優先度及び難易度が付されているか。
- 内部統制を確立する方法について具体化されているか。
- 独法会計基準の改訂を踏まえた業務ごとの予算管理体制を構築することについて目標に記載しているか。等



◎ 今回の意見の対象法人(4府省12法人)

[内閣府] 日本医療研究開発機構 (研)

[文部科学省] 日本原子力研究開発機構 (研)

[厚生労働省] 医薬基盤・健康・栄養研究所 (研)、年金積立金管理運用 (中)、国立高度専門医療研究センター6法人 (研) (国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター)

[経済産業省] 産業技術総合研究所 (研)、日本貿易振興機構 (中)

※ (中) は中期目標管理法人、(研) は国立研究開発法人

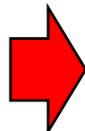
意見のポイント(主なもの)

目標案の問題点

意見のポイント

➤ 共通指摘事項

メリハリのある評価を可能とするための重要度、優先度及び難易度がほとんど付されていない。



チャレンジングな目標設定、法人の長のマネジメント向上につなげるため、各法人の評価項目につき重要度、優先度及び難易度を付すべき。

内部統制システムを整備する旨は記載されているものの具体性がない。



法人の長が内部統制の実態を把握し、それが機能していない場合は、原因分析等を行い、必要な見直しを行うといった内部統制を確立するための具体的な方法を目標中に明記すべき。

独法会計基準の改訂を踏まえ、事業のまとまりごとの財務情報を活用した業績評価の仕組みを導入することが意識されていない。



業務ごとの予算と実績の比較分析を可能とするため、業務ごとの予算管理体制を構築することを中(長)期目標に明記すべき。

➤ 法人別個別指摘事項

【日本原子力研究開発機構】 (国立研究開発法人)

安全性について、目標には「安全最優先の意識の徹底」など具体性を欠く取組しか記載されていない。



安全性確保のための取組等について、各現場における実効性が上がるよう具体的かつ定量的な目標を明記すべき。

「もんじゅ」を始め研究開発について、具体的な研究の達成水準等が不明確



「もんじゅ」研究等について、いつ、どのような研究開発成果を得るのか、また、そのために中長期目標期間においてどのような成果を目指すのか明記すべき。

目標案の問題点

意見のポイント

【医薬基盤・健康・栄養研究所】（国立研究開発法人） [医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所を統合]

法人の統合によるシナジー効果を発揮する研究開発について重要度等が付されていない。

統合によるシナジー効果を発揮する研究について適切に重要度、優先度及び難易度を設定した目標を策定すべき。

法人の統合後の管理部門の合理化目標の記載がない。

管理部門における経費等の削減目標を具体的に策定すべき。

【年金積立金管理運用】（中期目標管理法）

高度で専門的な人材の運用業績を評価するシステムの整備について、優先度、重要度等が付されていない。

運用に係る高度で専門的な人材の確保と報酬水準の見直しのためには定期的な業績評価のシステムは優先的な課題。目標全体として重要度、優先度及び難易度を付すべき。

【国立高度専門医療研究センター6法人】（国立研究開発法人）

研究開発事業の数値目標について、前中期目標期間の実績に比べて達成が安易な目標を設定。（NCがん、NC循環器、NC成育の3法人）

研究開発成果の最大化に向けて、前中期目標期間の実績値を踏まえ、それぞれ適切な水準の数値目標を設定すべき（NCがん、NC循環器、NC成育の3法人）。

「人材育成に関する事項」「医療政策の推進等に関する事項」について定量的な目標がない（※NC国際の「医療政策の推進等に関する事項」は一部定量的な目標がある）。

「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載すべき。

繰越欠損金の具体的な解消目標が示されていない。（NC精神・神経、NC国際の2法人）

目標期間中に繰越欠損金をいつまでにどのように改善するのか具体的かつ明確に定めるとともに、経常収支比率の目標もそれに合わせた水準のものとする。